

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月29日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第19号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和49年静岡県規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
<p>(建築物の認定の申請)</p> <p><b>第10条の3</b> 次の各号に掲げる認定を受けようとする者は、省令第10条の4の2第1項に規定する認定申請書（政令第115条の2第1項第4号ただし書並びに条例第5条第2項、第12条第3項及び第13条ただし書の規定による認定の申請にあつては、様式第8号による認定申請書）正本1通及び副本3通（法第43条第2項第1号の規定による認定の申請にあつては、正本1通及び副本2通）に、それぞれ当該各号の表に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(建築物の認定の申請)</p> <p><b>第10条の3</b> 次の各号に掲げる認定を受けようとする者は、省令第10条の4の2第1項に規定する認定申請書（政令第115条の2第1項第4号ただし書並びに条例第5条第2項、第12条第3項及び第13条ただし書の規定による認定の申請にあつては、様式第8号による認定申請書）正本1通及び副本3通（法第43条第2項第1号の規定による認定の申請にあつては、正本1通及び副本2通）に、それぞれ当該各号の表に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 法第52条第6項第3号の規定による認定</p> <table border="1"><thead><tr><th>図書の種類</th><th>明示すべき事項</th><th>縮尺</th></tr></thead><tbody><tr><td>公図写し</td><td></td><td></td></tr><tr><td>付近見取図</td><td>方位、道路、目標となる地物、地域地区及び都市計画施設</td><td></td></tr><tr><td>配置図</td><td>縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、申請に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の</td><td>500分の1以上</td></tr></tbody></table>	図書の種類	明示すべき事項	縮尺	公図写し			付近見取図	方位、道路、目標となる地物、地域地区及び都市計画施設		配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、申請に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の	500分の1以上
図書の種類	明示すべき事項	縮尺											
公図写し													
付近見取図	方位、道路、目標となる地物、地域地区及び都市計画施設												
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、申請に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の	500分の1以上											

(3)～(10) (略)

(建築等の許可の申請)

**第17条** 次の各号に掲げる許可を受けようとする者は、省令第10条の4第1項又は第4項に規定する許可申請書正本1通及び副本3通(法第85条第3項若しくは第5項又は第87条の3第3項若しくは第5項の規定による許可の申請にあつては、正本1通及び副本2通)に、それぞれ当該各号の表に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 法第44条第1項第2号若しくは第4号、第47条ただし書、第85条第3項、第5項若しくは第6項又は法第87条の3第3項、第5項若しくは第6項の規定による許可(表略)

(3)・(4) (略)

(5) 法第52条第10項、第11項若しくは第14項、第53条第6項第3号、第53条の2第1項第3号若しくは第4号(法第57条の5第3項において準用する場合を含む。)、第55条第3項第1号若しくは第2号、第59条第1項第3号若しくは第4項、第59条の2第1項、第60条の2第1項第3号、第68条の3第4項、第68条の5の3第2項又は第68条の7第5項の規定による許可(表略)

(6)～(8) (略)

	<u>位置及び幅員</u>	
<u>各階平面図</u>	<u>縮尺、方位、間取り、各室の用途及び主要部分の寸法</u>	<u>200分の1以上</u>
<u>2面以上の立面図</u>	<u>縮尺、開口部の位置及び建築物の高さ</u>	<u>200分の1以上</u>

(4)～(11) (略)

(建築等の許可の申請)

**第17条** 次の各号に掲げる許可を受けようとする者は、省令第10条の4第1項又は第4項に規定する許可申請書正本1通及び副本3通(法第85条第3項又は第87条の3第3項の規定による許可の申請にあつては、正本1通及び副本2通)に、それぞれ当該各号の表に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 法第44条第1項第2号若しくは第4号、第47条ただし書、第85条第3項、第6項若しくは第7項又は法第87条の3第3項、第6項若しくは第7項の規定による許可(表略)

(3)・(4) (略)

(5) 法第52条第10項、第11項若しくは第14項、第53条第6項第3号、第53条の2第1項第3号若しくは第4号(法第57条の5第3項において準用する場合を含む。)、第55条第3項若しくは第4項各号、第59条第1項第3号若しくは第4項、第59条の2第1項、第60条の2第1項第3号、第68条の3第4項、第68条の5の3第2項又は第68条の7第5項の規定による許可(表略)

(6)～(8) (略)

(9) 法第58条第2項の規定による許可

<u>図書の種類</u>	<u>明示すべき事項</u>	<u>図書の様式</u>
<u>公図写し</u>		
<u>付近見取図</u>	<u>方位、道路、目 標となる地物、 地域地区及び都 市計画施設</u>	<u>様式第20号</u>
<u>配置図</u>	<u>縮尺、方位、敷 地の境界線、敷 地内における建 築物の位置、用 途及び規模、申 請に係る建築物 と他の建築物と の別並びに敷地 の接する道路の 位置及び幅員</u>	<u>様式第20号</u>
<u>各階平面図</u>	<u>縮尺、方位、間 取り、各室の用 途及び主要部分 の寸法</u>	<u>様式第20号</u>
<u>2面以上の 立面図</u>	<u>縮尺、開口部の 位置及び建築物 の高さ</u>	<u>様式第20号</u>
<u>日影図</u>	<u>省令第1条の3 第1項の表2の (9)の項図書の種 類の欄に掲げる 日影図、日影形 状算定表、2面 以上の断面図及 び平均地盤面算 定表の区分に応 じ、それぞれ同 項明示すべき事 項の欄に定める</u>	<u>様式第20号</u>

(9)～(12) (略)

(特例容積率適用区域内の容積率の特例に係る指定及びその取消し)

**第17条の2** 法第57条の2第1項に規定する指定を受けようとする者は、省令第10条の4の5第1項に規定する指定申請書正本1通及び副本3通に、申請敷地ごとにそれぞれ次の表に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

(表略)

2 法第57条の3第2項の規定による指定の取消しを受けようとする者は、省令第10条の4の8第1項に規定する指定取消申請書正本1通及び副本3通に、申請敷地ごとにそれぞれ次の表に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

(表略)

	もの	
駐車計画図		様式第20号
防災避難計画書		
区域図	縮尺、方位、高度地区の区域の境界線及び敷地の位置	様式第20号

(10)～(13) (略)

(特例容積率適用区域内の容積率の特例に係る指定及びその取消し)

**第17条の2** 法第57条の2第1項に規定する指定を受けようとする者は、省令第10条の4の10第1項に規定する指定申請書正本1通及び副本3通に、申請敷地ごとにそれぞれ次の表に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

(表略)

2 法第57条の3第2項の規定による指定の取消しを受けようとする者は、省令第10条の4の13第1項に規定する指定取消申請書正本1通及び副本3通に、申請敷地ごとにそれぞれ次の表に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

(表略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

## 附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第17条第2号の改正は、公布の日から施行する。